○厚生労働省経済産業省告示第二号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、厚生労働省又は独立行政法人医薬基盤研究所から交付する平成二十六年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十六年七月四日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

一　厚生労働省から交付する特定補助金等
障害者自立支援機器等開発促進事業に係る補助金
二　独立行政法人医薬基盤研究所から交付する特定補助金等
希少疾病用医薬品・希少疾病用医療機器試験研究助成金

○農林水産省経済産業省告示第二号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第十項の規定に基づき、農林水産省又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する平成二十六年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

平成二十六年七月四日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

一　農林水産省から交付する特定補助金等
需要フロンティア拡大のための研究開発事業に係る委託費
技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発事業のうちゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発事業に係る委託費
技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発事業のうち広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発事業に係る委託費
技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発事業のうち地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用技術の開発事業に係る委託費
生産現場強化のための研究開発事業に係る委託費
食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト事業に係る委託費
レギュラトリーサイエンス新技術開発事業に係る委託費
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業に係る委託費
食料生産地域再生のための先端技術展開事業に係る委託費
農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発事業に係る委託費
クロマグロ養殖最適親魚選抜・確保技術開発事業に係る委託費
次世代型陸上養殖の技術開発事業に係る委託費
水産業の省エネ・省コスト新技術実証事業に係る補助金
二　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する特定補助金等
民間活力を活かした研究の推進事業のうち革新的技術創造促進事業に係る委託費
民間実用化研究促進事業に係る委託費

○経済産業省告示第百四十五号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成二十六年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針が定められたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十六年七月四日

経済産業大臣　茂木　敏充

平成二十六年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針の要旨

「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢からなるアベノミクスによって、日本経済は長引くデフレからの脱却に向かい、行き過ぎた円高も是正されている。政権発足後のＧＤＰ成長率は六四半期連続でプラス成長を続けており、日本経済は「マイナス」から「プラス」へと転換している。

こうした中、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、まだ景気回復を実感できてはいない。全国三百八十五万の中小企業、中でもその九割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を実現し、全国津々浦々の事業者まで行き届かせることが必要である。

このため、中小企業・小規模事業者の創意ある成長発展による経済の活性化に向けて、国等が、中小企業・小規模事業者へ向けた研究開発経費の支出の機会の増大を図り、当該研究開発成果の事業化を支援することの必要性が一層高まっている。

このような認識に立ち、国は、平成二十六年度における中小企業・小規模事業者及び事業を営んでいない個人（以下「中小企業・小規模事業者等」という。）に対する中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第十項に規定する特定補助金等の同法第二十三条第一項の規定に基づく交付の方針を次のとおり定め、国等の特定補助金等の交付に当たり、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るよう努める。

一　中小企業・小規模事業者等向け支出目標

国等は、平成二十六年度予算における国等の特定補助金等の交付金額のうち、中小企業・小規模事業者等に対して支出する額が、約四百五十五億円となるよう努めるものとする。

なお、平成二十五年度補正予算については、「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」を含む約千三百一億円を中小企業・小規模事業者等に対して支出するよう努めるものとする。

二　中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための措置

国等は、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図る観点から、平成二十六年度において、次の措置により、各府省間の連携、中小企業・小規模事業者等への制度の周知、中小企業・小規模事業者等にとって分かりやすく利用しやすい制度運用等を進めていくこととする。

1　中小企業技術革新制度連絡会議の活用

国は、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大が効果的に行われるよう、中小企業技術革新制度連絡会議を活用し、特定補助金等を有する省その他関係する府省との意見交換、連絡調整を行い、制度の充実に努める。

2　中小・ベンチャー企業を対象とする多段階選抜方式の導入の推進

国等は、研究開発成果の事業化の拡大及び国等の研究開発事業への中小企業・小規模事業者等の参加機会の拡大を図る観点から、特定補助金等を複数の段階に分け、段階ごとに質の高い競争を行なう多段階選抜方式による「戦略的情報通信研究開発推進事業」、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」、「新エネルギーベンチャー技術革新事業」、「建設技術研究開発助成制度のうち政策課題解決型技術開発公募（中小企業タイプ）」等を着実に実施する。

また、「第四期科学技術基本計画」（平成二十三年八月十九日閣議決定）及び「知的財産推進計画二〇一三」（平成二十五年六月二十六日知的財産戦略本部決定）に基づく、各府省の研究開発予算のうち一定額合又は一定額について多段階選抜方式の導入目標の設定の検討に向けて、国は、同方式の導入目標を設定するためのガイドラインの策定を引き続き進める。